

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		葬祭費の支給決定		
根拠例規及び条項		多治見市国民健康保険条例(昭和 34 年条例 13 号)第 8 条第 1 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 58 条第 1 項		
	基 準	被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に、葬祭費として 5 万円を支給する。		
	設定年月日	昭和 34 年 7 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名)	協議機関 日 (機関名)	処分機関 1～3 日
	設定年月日	昭和 34 年 7 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				